

下関市立大学入学者選抜に関する規程

令和3年3月23日

規程第32号

下関市立大学入学選抜に関する規程（平成19年規程第63号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する入学者選抜の種類その他の入学者選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学者選抜の種別）

第2条 本学において実施する入学者選抜は、一般選抜試験、学校推薦型選抜試験、特別選抜試験、外国人留学生選抜試験及び第3年次編入学試験とする。

（募集人員）

第3条 前条に定める各入学者選抜の募集人員は、別に定める。

2 外国人留学生選抜試験の募集人員は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第3条第3項に規定する定員に含めないこととする。

（募集要項）

第4条 第2条に規定する入学者選抜の募集要項は、次条から第7条までに規定する事項について決定した後に公表するものとする。

（受験資格及び出願要件）

第5条 第2条に規定する入学者選抜を受験できる者は、各入学者選抜に定められた受験資格及び出願要件を満たす者とする。

2 各入学者選抜の受験資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般選抜試験、学校推薦型選抜試験及び特別選抜試験 学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(2) 外国人留学生選抜試験 日本国籍を有しない者（日本国の永住許可を得ていない者に限る。）で、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(3) 第3年次編入学試験 学則第23条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

2 各入学者選抜の出願要件は、別に定める。

（試験の実施）

第6条 各入学者選抜の実施期日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

2 第2条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び

出願書類に加え、前条に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

- 3 第2条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、各入学者選抜に定められた出願受付期間内に公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号）に定める入学検定料を納めなければならない。

（選抜方法及び合否判定）

第7条 各入学者選抜の内容及び配点については、別に定める。

- 2 入学者選抜の評価方法は、当該年度に実施される各入学者選抜の結果による総合評価とする。
- 3 各入学者選抜の合否判定については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。